

## 後期高齢者医療制度の加入者の方へ 新しい保険証を7月末までにお届けします

現在、後期高齢者医療制度の加入者の方には、有効期限が「平成27年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」[濃いクリーム色(黄色)]を1人に1枚お渡ししています。

この有効期限を更新するため、7月末までに健康増進課から「**有効期限 平成28年7月31日**」と記載された**新しい被保険者証(みどり色)**をお届けします。

8月1日以降、古い被保険者証[濃いクリーム色(黄色)]は使えませんので、ご注意ください。

※新しい被保険者証の一部負担金の割合(1割または3割)は、平成26年中の所得に基づき、判定しています。

### 【お問い合わせ先】

市健康増進課医療・年金担当  
(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail: kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp

### 後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成28年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに保険者及び印	<input type="text"/>

ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は**平成28年7月31日**となっています。



## 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

同認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、今月は更新時期になります。

### 同認定証を現在お持ちの方で、平成27年度 市民税非課税世帯の方

更新申請の手続きは必要ありません。7月末までに健康増進課から同認定証をお届けします。

### 平成27年度市民税非課税世帯で新たに認定を希望される方

交付申請の手続きをしてください。

#### 【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑

#### 【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課医療・年金担当  
(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail: kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp

